

## 白岡市まち・ひと・しごと創生有識者会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白岡市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は20人とする。ただし、白岡市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員長（以下「委員長」という。）が特に必要があると認める時は、変更することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の受付)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣、爆発物その他の危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 犬、猫、小鳥その他の動物を所持している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持している者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人が傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を交わし、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

- (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の許可を得た者は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真若しくはビデオの撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人への配布資料等)

第7条 傍聴人には、会議次第、議事に係る資料その他会議が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 委員長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。